

# 毎年12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6ヶ月以内の政令で定める日に施行されます。

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、  
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを  
オンラインで開催します。

シナジーの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

厚生労働省 警察庁 金融庁 消費者庁 こども家庭省 経済産業省 法務省 文部科学省 林業本部省 経済農業省 国土交通省

## ハラスメント防止措置についての相談窓口

ハラスメント防止措置の内容や取組方法などあらゆるご相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

お問合せ先：東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎03-3512-1611



すべての事業主に対し、職場におけるハラスメント（※）の防止措置が義務付けられています。

防止措置は実施していますか？

防止措置は有効に機能していますか？

一度研修をやったキリになつていませんか？

法律に基づいたハラスメント防止措置を実行するとともに、「職場のハラスメント撲滅月間」に運用状況の把握や必要な見直しを行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組みましょう。

※パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

労働施策総合推進、男女雇用機会均等法の改正により、「カスタマーハラスメント」及び「求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）」を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！  
事業主が講すべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索